

ちろ特報部

3分の2→過半数 「緩和」に首相意欲

国家権力を縛る「96条」

改憲は、自民党結党以来の党是だ。与党の公明党は慎重だが、日本維新の会、みんなの党などは賛成で、民主党内にも推進派がいる。

突破口に 9条狙う

夏の参院選の結果によつては、推進派が一衆参両院で三分の二以上を占める可能性が出てくる。九六条改正によつて、九条を含む憲法改正の突破口として九条を狙うのが、自民党などの戦略だ。

当初、安倍政権は経済政策を優先し、改憲についてはあまり強調していなかった。だが、ここに来て、九六条改正に向けた動きが活発化している。九日には、安倍首相と、日本維新の会の橋下徹共同代表らが会談し、九六条改正を目指すことで一致。十日には、自民党憲法改正推進本部の保利耕輔本部長が、今国会に九六条改正案を提出す

る可能性に言及した。

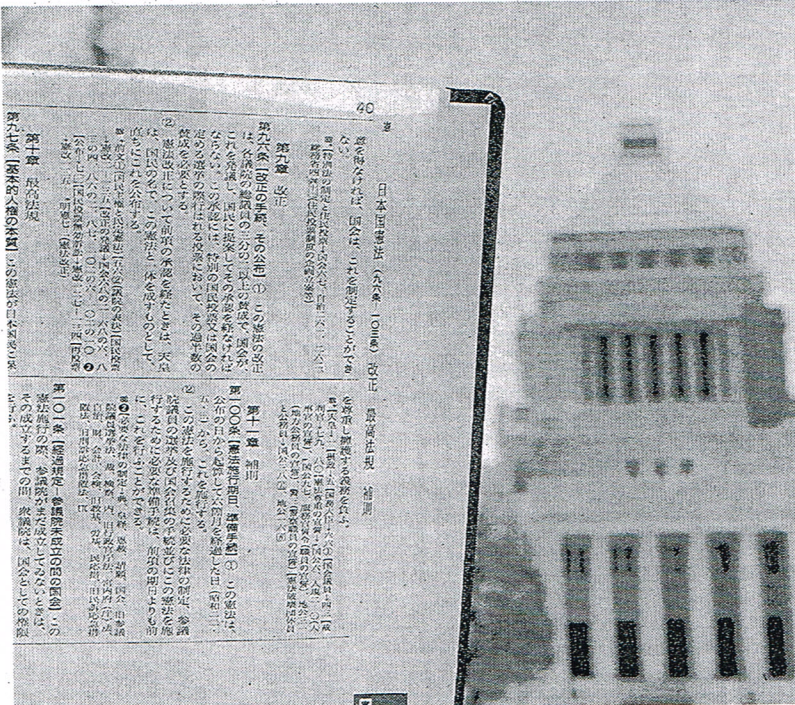
改憲要件の緩和には、多くの学者から疑義の声が上がっている。

沖縄大学の小林武喜教授(憲法学)は、「そ々と問うべきだ」と指摘。「憲法の命綱ともいえる改正手続きそのものも、必ず九六条を緩くして、権力者が思いつくように改憲の手続きを果たそう

ならない」というのが前提のはずだ。例えば「九条を緩くする」というのが、現行の九六条の手続きのままで国民に正々堂々と指した邪道だ」と断じる。

小林氏は九条を改正すべきだと考えている。それでも「自民党が改憲をしたのであれば、説得力のある案を提示し、国民に納得してもらうのが筋だ」と話す。

九六条改正に反対の立場の水島朝穂・早稲田大学教授(憲法学)は「九六条は単なる手続き規定ではない」と強調する。「権力を拘束・制限・統制するという内容の重さゆえに、憲法の改正手続きは重くなっている。憲法が法律と同じく、衆参両院の過半数で変えることができないものになれば、憲法は憲法でなくなる」



六法全書に掲載された憲法96条の条文

水島氏は「自分たちの都合にいいように試合のルールを変更すればプーイングを浴びる。そういう恥ずかしい事とは知らずに、自民党の政治家たちは、九六条改正を大々

「邪道」「欺瞞」…学者から批判噴出

な声で叫んでいる。憲法の本質を分かっている「と批判した。護憲派重鎮の奥平康弘・東京大名教授(憲法)は「九六条改正は憲法の死刑宣告だ」と悲憤感を漂わせる。

「自民党にとっては結党以来、憲法改正とは九六条改正であり続けてきた。九六条改正先行論はいつか出てくると思っていて、九六条が改正されてしまえば、九六条改正は時間の問題だ」

今夏の参院選の結果によつては、初めての改憲が現実味を帯びてくる。国家の大転換となるテーマなのに、議論が深まっているとはいえない。改憲に向けた動きをさまざまな角度からチェックしていく。

全体に感じるのは、自民党の巧みな「世論操作」だ。世界からみても、日本の憲法が異常であるように言っている。アベノミクスが好調な陰で、改憲に向けた歩みをそろりと進める。気がついたら、九六条が改正されていたとなつては、取り返しがつかない。こころは、腹を据えて取り組んでいきたい。(国)

「日本だけ厳しく」はナン

「憲法を国民に取り戻すため（改憲の発議要件を国会議員の）三分の二以上から過半数にする」。今月九日の衆院予

チェック改憲

憲法改正のルールを定めた九六条の改正に向けた動きが加速している。自民党は、日本の憲法改正要件は、諸外国の中でとりわけ厳しいと主張。改憲を悲願とする安倍晋三首相は要件の緩和に意欲を燃やす。だが、外国の要件はそんなに緩くない。改憲のハードルを下げることに危険はないのか。九六条改正論を考え

た。
(小倉貞俊、佐藤圭)

改正手続き 国際比較すると

各国の主な憲法改正手続きと戦後の改正回数

国名	主な改正手続き	戦後の改正回数
日本	各院の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票（過半数の賛成）	0回
米国	各院の2/3以上の賛成 ▶ 3/4以上の州議会の承認	6回
フランス	各院の過半数の賛成 ▶ 両院合同会議で3/5以上の賛成（※ほかに国民投票を経る手続きもあり）	27回
ドイツ	連邦議会の2/3以上の賛成 ▶ 連邦参議院の2/3以上の賛成	59回
イタリア	各院の過半数の賛成 ▶ （3カ月以上経過後に）各院の2/3以上の賛成（※ほかに国民投票を経る手続きもあり）	16回
カナダ	各院の過半数の賛成 ▶ 2/3以上の州議会の承認	19回
デンマーク	国会の過半数の賛成 ▶ 総選挙 ▶ 国会の過半数の賛成 ▶ 国民投票（投票総数の過半数かつ有権者総数の4割を超える賛成）	1回
韓国	国会の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票（有権者の過半数の投票かつ投票総数の過半数の賛成）	9回

衆院法制局の資料などをもとに作成

算委員会、安倍首相九六条を改正し、国会の要件が特に厳しいと指は、憲法九六条の改正に発議要件を三分の二以上から過半数に緩和しようとした。憲法改正の動きが加速しているのが九六条。衆正しにくい憲法になって参議院で総議員の三分の二以上の賛成で、国会が案Q&Aで、日本の憲法の特徴をこう解説。諸票を経なければならぬ正が実現する。自民党は外国に比べ、改憲のため点で厳格とはいえないが、

回数多い国も基本原理は堅持

各国と比べて格別に厳し 英国やニューシールランド いわけでもない。むしろ 圧倒的多数の国では、日 本より厳格な手続きを定 めている」と指摘する。 例えば、米国では上下 両院の出席議員の三分の 二以上の賛成で改憲を発 議し、諸外国では、何度 議。全五十州のうち四分 の三以上の州議会が承認 される必要があり、ハー ドルは決して低くない。 ドイツでは連邦議会、 連邦参議院のそれぞれ三 分の二以上の賛成が必 要。フランスは両院の過 半数に加え、両院合同会 議の五分の三以上の承認 がある。辻村氏は「改憲 の回数が多い国では、憲 法が通常の法律のように 細かい点まで規定してい る」と説明する。 「ドイツでは欧州連合 (EU) 統合に伴う改正 など、外的環境の変化に よる必然的なものだった。フランスも同様のケ ースのほか、大統領の選 挙制度や任期短縮といっ た統治機構の改革に関す る事例だった」。ただ、 これを「硬性憲法」と呼 ぶ。対して、通常の法改 正と区別しないのが「軟 性憲法」で、そういう国 は、成文憲法を持たない。